

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書

駐留軍関係離職者等臨時措置法は、2023年5月16日に有効期限を迎えます。

駐留軍雇用者は米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的には不安定な状況に置かれています。

日米両政府は「在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合」などを含む在日米軍再編に関する合意をしており、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」も発表されています。

令和4年3月現在、海兵隊施設には4,857人（そのうち名護市在住者は148人）、嘉手納以南の対象施設には3,622人の日本人従業員が勤務しており、状況いかんによっては駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念され、これまで以上に駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく駐留軍関係離職者への雇用対策が不可欠であります。

昨今の全国的な雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり完全失業率が2%台後半で高止まりし、県内の失業率は全国よりも高い水準で推移しています。また、駐留軍等労働者は中途採用者が多いことから、平均年齢も48.24歳と高い状況にあります。こうした状況の中、万が一、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、地域的な雇用情勢はパニック状態に陥ることは必定であります。

よって、政府におかれましては、駐留軍労働へのご理解と駐留軍関係離職者等臨時措置法の必要性をご賢察の上、同法の有効期限再延長にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年10月19日

沖縄県名護市議会

宛先 厚生労働大臣、防衛大臣